

令和8年分 年末調整のしかた

本年の年末調整においては、**基礎控除の引上げ等**にご注意ください。
次のような改正が行われています。

- ▶ 基礎控除の引上げ
- ▶ 給与所得控除の最低保障額の引上げ
- ▶ 扶養親族等の所得要件の改正
- ▶ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の創設

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。

このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

※ 令和8年分の各種情報については、令和8年10月頃に掲載いたします。



(よくわかるページ)



(YouTube)

年末調整がよくわかる

年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



年末調整に関する相談は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」をお気軽にご利用ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

税務職員ふたば ※ 公開期間は令和8年10月頃から令和9年1月下旬までの予定です。



(チャットボット)

国税庁 ふたば

年末調整手続の電子化で業務の効率化！

年末調整手続の電子化を行うと、書類の作成や確認、保管などの業務全般が大幅に効率化されるなど、給与の支払者（勤務先）及び給与所得者（従業員）双方に大きなメリットがあります。

また、国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しております。年末調整手続の電子化や年調ソフトについて、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



(年末調整手続の電子化)

年末調整手続の電子化

年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、

令和9年1月12日(火)（納期の特例の承認を受けている場合は、**令和9年1月20日(水)**）です。

※ その他、給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限については、2ページを確認してください。

昨年と比べて
変わった点

年末調整とは

・年末調整のしかた
・手続
・控除額の確認

・年末調整のしかた
・年税額の計算
・過不足額の精算

・年末調整のしかた
・税額の納付
・年末調整再調整

令和9年分の給与
の源泉徴収事務

給与等所得控除後の
表

速算所得税額の
表

参

考

目次

I 昨年と比べて変わった点（基礎控除の引上げ等）	3	○ 令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	47
II 年末調整とは	5	○ 令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表	55
1 年末調整を行う理由	5	○ 【参考】令和8年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表	55
2 年末調整の対象となる人	5	○ 【参考】令和8年分の基礎控除額の表・令和8年分の特定親族特別控除額の表・令和8年分の扶養控除額等の表	56
3 年末調整を行う時	6	○ 【参考】設例	57
III 年末調整のしかた	7	○ 令和8年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算例	62
1 年末調整の手順	7	○ 令和8年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について	64
2 各種控除額の確認	8		
3 年税額の計算	35		
4 過不足額の精算	39		
5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載	42		
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整	43		
IV 令和9年分の給与の源泉徴収事務	44		
1 令和9年から変わる事項	44		
2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認	44		

マイナンバーカード及び電子証明書
の有効期限にご注意ください。
有効期限や更新手続等の詳細は、
こちらをご確認ください。



デジタル庁公式note

年末調整に関する各種申告書の記載のしかた（記載例）やQ&Aなどは、国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。

【掲載場所】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm>



源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

- **納期の特例の承認を受けていない場合**
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**
- **納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）
1月から6月までの分… **7月10日**
7月から12月までの分… **翌年の1月20日**

- (注) 1 納期限までに、「所得税徴収高計算書データ」をe-Taxにより送信した上で納付する（キャッシュレス納付）か、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
- 4 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署に提出してください（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

(※) この「年末調整のしかた」は、令和8年12月1日以後に行う令和8年分の年末調整について、令和8年7月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。